

正 誤

令和五年十二月十二日（号外第二百五十九号）外務省告示第四百四十二号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件）

（原稿誤り）

四七ページ上段終りから二二行目「周辺」は「周辺地域」の誤り。
同ページ同段終りから一九行目の前に次を加える。

東京都中央区	銀座四丁目一番、銀座五丁目一番から七番まで、銀座六丁目二番から九番まで、銀座七丁目二番から八番まで、銀座八丁目二番から八番まで
--------	-----------------------------------------------------------------

同ページ下段二行目「東京都港区」は「東京都品川区」の誤り。